



長野県報

12月19日(月)
平成23年
(2011年)
第2329号

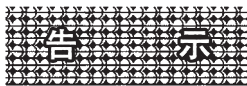
目次

告示

指定管理者の指定(人権・男女共同参画課)	1
指定管理者の指定(2件)(生活文化課)	1
指定管理者の指定(地域福祉課)	2
指定管理者の指定(7件)(労働雇用課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	3
指定管理者の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)	4
指定管理者の指定(5件)(都市計画課)	4
指定管理者の指定(3件)(スポーツ課)	5
指定管理者の指定(2件)(スポーツ課)	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	6

公告

企画提案公募(プロポーザル)(産業政策課)	6
一般競争入札(建設政策課)	7
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	8
一般競争入札(ものづくり振興課)	9



告示

長野県告示第840号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社東急コミュニティー

(2) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

人権・男女共同参画課

長野県告示第841号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第842号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社フードサービスシワ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第843号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ビジナルグループ

(2) 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂14616番地200

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

地域福祉課

長野県告示第844号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐久市

(2) 主たる事務所の所在地

佐久市中込3056番地

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第845号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第846号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

松本市

(2) 主たる事務所の所在地

松本市丸の内3番7号

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市下新田3050番地

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県中野勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

中野市

(2) 主たる事務所の所在地

中野市三好町一丁目3番19号

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第849号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県木曾勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上松町

(2) 主たる事務所の所在地

木曾郡上松町駅前通り2丁目13番地

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第850号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

千曲市

(2) 主たる事務所の所在地

千曲市大字杭瀬下84番地

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第851号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字費川字樽沢1300の144

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第852号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡富士見町落合字下切掛3453の1、3454、3455、3588の2、3592、3596の1、3596の2、3597、3600の1、3601から3603まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第853号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村智里1109

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第854号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡朝日村大字古見字上耕地1112
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第855号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
社団法人長野県猟友会
 - 主たる事務所の所在地
長野市大字中御所字岡田30番地16
- 指定期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第856号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園（長野県飯田創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
飯田市
 - 主たる事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第857号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県駒場公園（長野県佐久創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
佐久市
 - 主たる事務所の所在地
佐久市中込3056番地
- 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第858号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県若里公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
公益社団法人長野シルバー人材センター
 - 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1
- 指定期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第859号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
飯田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第860号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県南信州広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
株式会社うるぎホープ
 - (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡売木村1821番地3
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第861号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
長野市
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第862号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
伊那市
 - (2) 主たる事務所の所在地
伊那市下新田3050番地
- 2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第863号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
白馬村
 - (2) 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城7025番地
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
上田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成23年12月19日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
長野県山岳協会・やまたみ
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市安茂里小市二丁目28番8号
- 2 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

スポーツ課

選告示第54号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成23年12月19日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,154	35,149
359,613	359,569
7,469	7,463
22,822	22,816
17,539	17,504
8,784	8,761
6,610	6,618
9,081	9,063
7,070	7,042
104,356	104,370
64,705	64,792
46,448	46,451
20,485	20,466
28,408	28,383
13,789	13,795
19,453	19,437
11,848	11,847
18,867	18,840
9,087	9,088
19,129	19,090
8,334	8,318
7,280	7,244
21,479	21,481
18,195	18,180
38,350	38,416
21,419	21,413
8,376	8,369
26,517	26,565

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり企画提案(公募プロポーザル)に付します。

平成23年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

平成23年度企業誘致パンフレット製作

(2) 業務内容

本業務の内容は、平成24年度の企業誘致活動で活用することを目的とし、本県の立地優位性をアピールするとともに、県内の産業団地に関する情報を紹介するためのパンフレット「長野県産業立地ガイド2012」及び県内産業団地の位置等を紹介する「長野県内産業団地紹介リーフレット」を製作するものです。

業務の詳細は、平成23年度企業誘致パンフレット製作仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 法人格を有し、かつ、長野県内に本社、本店又は活動拠点を置いている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(3) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(5) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の